

議案第 74 号

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例
川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 89 号）
の一部を次のように改正する。

別表の 1 案内標識の寸法の表中

「

サービス・エリアの予 告（116-B）

」

を

「

サービス・エリア、道 の駅の予告（116の 2-B）

」

に、「116の2-B」を「116の3-B」に、「116の2）」を「11

6の4)」に、「116の3」を「116の5」に、「116の4」を「116の6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。